

同居対応リフォームで**所得税**の 減税を考えられている方へ

以下の要件を満たしている場合、税務署に確定申告することで、所得税の減税を受けられる可能性があります。

1

同居対応リフォームを行う方が、当該家屋を所有しており、かつ居住していますか？

2

改修後、調理室・浴室・便所・玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数ありますか？

3

当該家屋の床面積は、登記簿表示で50㎡以上ですか？

4

行う同居対応リフォームは、減税の対象となっている工事ですか？(次頁参照)

5

同居対応改修の標準的な工事費用相当額が、50万円を超えていますか？

～対象となる同居対応改修工事は、
以下になります～

1. 調理室の増設

- ・ ミニキッチンを設置する工事
- ・ ミニキッチン設置以外の工事

(いずれの場合も、改修後に、ミニキッチン以外の調理室がある場合に限ります)

2. 浴室の増設

- ・ 給湯設備の設置・取替を伴う浴槽の設置工事
- ・ 給湯設備の設置・取替を伴わない浴槽の設置工事
- ・ 浴槽のないシャワー専用の工事

(いずれの場合も、改修後に、浴槽を有する浴室がある場合に限ります)

3. 便所の増設

4. 玄関の増設

具体的な減税要件

家屋について

- 同居対応改修を行う方が**所有し、居住している**家屋であること
- 改修後の家屋の床面積が**50㎡**を超えていること
- 併用家屋の場合は、床面積の**2分の1以上**が居住用であること
- 改修後、調理室・浴室・便所・玄関のうち**いずれか2以上の室**がそれぞれ複数あること

工事について

- 同居対応改修にかかる標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、**50万円**を超えていること
- 令和7年12月31日までに改修工事が**終了し、居住している**こと

その他

- その年分の合計所得金額が**2000万円以下**であること
- その他減税適用を受けたい増改築工事がある場合は、その工事は減税対象の工事であること
- 同居対応改修が完了してから**6ヶ月以内**に居住すること

減税のために必要な書類

消費者にて

ご用意いただく書類

登記事項証明書

(補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類

(給与所得者の場合)源泉徴収票

建築士等に

ご用意いただく書類

増改築等工事証明書

税務署にて

ご用意いただく書類

確定申告書

住宅特定改修特別税額控除の計算明細書

リフォーム会社にて

ご用意いただく書類

工事請負契約書の写し

以上の書類を用意し、税務署にて確定申告を行って下さい。

その他ご留意事項

減税を受けることができる控除額には、上限がございます。

増改築等工事証明書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等にご確認下さい。

標準的な工事費用相当額とは、告示で定められた単価に基づく金額となります。実際にかかった費用ではございませんのでご注意ください。

減税対象となるその他増改築についての詳細は、事業者用資料をご確認ください。